

令和6年第3回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

米谷 康

押印掲載  
を省略

1 日時 令和6年8月7日(水) 10時00分～11時40分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎5階 第2会議室

3 出席委員

石川 宣子 委員

鍵屋 浩司 委員

平岡 智広 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長 渡邊 信一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長 関本 英嗣

財政局 財政部 契約課 管理係長 相澤 文

都市整備局 技術管理室 技術企画担当課長兼被災地支援担当課長

渡部 昭彦

都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画担当係長

渡邊 康英

水道局 総務部 財務課長

林 雄次

交通局 総務部 財務課長

相澤 俊宏

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

高橋 賢士

交通局 鉄道技術部 施設課長

佐藤 雅和

ガス局 総務部 財務課長

大槻 憲幸

ガス局 総務部 財務課 契約係長

根本 大助

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課 主幹兼内管改善係長

大友 伸彦

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課 内管工事第二係長 遠藤 昭裕

## 5 会議の経過

### 【1】開会

### 【2】議事の経過及び内容

進行： 鍵屋 浩司 委員

会議録署名委員： 米谷 康 委員

#### (1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料 P. 2～23)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料 P. 24～26)に基づき報告。

#### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
指名停止期間について	委員	同様の該当事項で指名停止となっている指名停止一覧表(本庁)のNo. 2とNo. 3について、No. 2を指名停止期間2ヶ月、No. 3を1ヶ月とした理由は何か。
	事務局	指名停止期間は、有資格業者に対する指名停止に関する要綱で定められており、指名停止期間とその満了後1年を経過するまでの間に再び措置要件に該当することとなったときは、指名停止の期間の短期は2倍の期間とする。このことから、同時期に契約違反が2件あったNo. 2は、指名停止期間2ヶ月となった。
指名停止後の対応について	委員	工事途中で契約解除となった場合、その工事を引き継いで施行する業者はどのように選定するのか。 また、昨今の人材不足等の影響で工事の遅滞が増加する可能性がある。その背景下で、仙台市は業者から工期延長の相談があれば対応しているか。
	事務局	中断した工事を引き継ぐ業者の選定については再公告し、入札で決定する。 工期延長については協議のうえ変更契約によって対応可能である。
検査について	委員	指名停止一覧表(水道局)のNo. 1について、粗雑工事はいつの段階で確認されたのか。また、破壊検査やその後のやり直しの費用負担はどうなっているか。
	事務局	完成した際の手続き提出において一部不適切と思われる箇所が見つかり、破壊検査を行わざるを得なかった。 破壊検査は契約約款で受注者負担と定められており、その費用はすべて施工業者が負担することになる。

	委員	検査はどの段階で行われるのか。完成後のみか。
	事務局	契約時に監督員を配置することになっており、この監督員が工事の段階ごとに現地確認または写真による確認を行っている。
指名停止期間について	委員	指名停止一覧表（水道局）のNo. 1の指名停止期間を2月とした理由は何か。
	事務局	指名停止期間は水道局の有資格業者に対する指名停止に関する要綱の第2号で2月以上6月以下と規定され、その実施要領で工事成績が45点を超え55点以下の場合は2月としている。
	委員	指名停止一覧表（本庁）のNo. 2とNo. 3について、工事が途中で止まった場合の賠償等はどうなっているか。
	事務局	仙台市側としては出来高分の清算手続きを行うとともに、業者に対して契約約款に定める違約金を請求した。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 150 件の工事のうち、鍵屋委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 27 参照)
- 2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆特例政令適用一般競争入札

①仙台市役所本庁舎整備第 1 期 建築工事 (鍵屋委員抽出)

◆制限付き一般競争入札

③秋保温泉浄化センター返流水槽建設工事 (米谷委員抽出)

④仙台市立仙台高等学校校舎等大規模改修工事 (鍵屋委員抽出)

⑥仙台市立仙台高等学校校舎等大規模改修機械設備工事 (石川委員抽出)

◆指名競争入札

⑧地下鉄南北線八乙女駅外 2 駅空調設備更新工事 (平岡委員抽出)

◆随意契約

⑩(仮称)川内学生寮新築ガス設備工事 (鍵屋委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市役所本庁舎整備第1期 建築工事」について

論点等	発言者	発言内容
予定価格について	委員	本案件では公表されていた予定価格を上回る入札があったが、予定価格は実情に即した見直しが行われているか。
	事務局	予定価格は最新の物価・単価をもとに積算を行っている。
総合評価審査調書について	委員	総合評価審査調書において1者無効、1者辞退との記載があるが、無効と辞退はそれぞれどういった状況か。
	事務局	予定価格を上回った入札は無効としており、参加申請はあったものの、入札に不参加だった者は辞退としている。
入札参加条件について	委員	共同企業体の条件に、構成員数や延べ床面積などの施工実績があるが、これは規定に基づき決められた要件か。
	事務局	構成員数については仙台市共同企業体運用基準で定められており、施工実績については運用上で目安を定めている。
工期について	委員	工事名は第1期工事となっているが、本案件以降も長期に渡って続く工事か。また、第1期から次期へ引き継ぐ部分がある場合、どのように扱われるのか。
	事務局	本庁舎整備建築工事は第2期まで続く予定である。また、第1期の完成検査で引き継ぎに係る部分について精査する。第2期は別工事として公告、入札を行う。

「③秋保温泉浄化センター返流水槽建設工事」について

論点等	発言者	発言内容
工事内容について	委員	本案件は一般的な土木工事と比較して、高度に専門的な工事か。
	事務局	水槽を作り、配管を接続するものであり、特殊な工事ではない。

「④仙台市立仙台高等学校校舎等大規模改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
予定価格について	委員	本案件は予定価格を公表していたか。
	事務局	予定価格事前公表の工事である。
	委員	予定価格を決める際の積算や、工期の設定を行うにあたり、市場調査等の事前調査を行ったうえで条件設定がなされたか。
	事務局	一般的に、工事を発注する前に設計について設計会社に業務委託し、設備の現状調査と必要な補修内容の洗い出し、使用する工材の数量等の積算まで行うこととしている。この成果物をもとに仙台市で設定している単価を掛け合わせて積算を行い、予定価格を設定している。また、工期は設計に基づいた必要な工数に、学校の事情を加味して設定した。
契約について	委員	工事業者が現場を確認した際、契約時の条件と現状に差異があり追加費用が発生する場合はどう対応するか。
	事務局	その場合は契約変更を行う。差異があまりにも大きい場合は別契約とする場合もある。また、現状次第では契約変更によって費用が増額変更になる場合だけでなく、減額変更になる場合もある。

「⑥仙台市立仙台高等学校校舎等大規模改修機械設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札方式について	委員	本案件は機械設備に関する工事だが、案件④とあわせて発注することはできないのか。
	事務局	分離発注の原則に基づき、一般的に工種が異なるものは分けて発注している。
	委員	一括発注とする場合はどのような時か。
	事務局	本体工事と付帯工事の工種と工期、場所が同じ等、一定の条件を満たす場合は付帯工事について、本体工事の受注業者と随意契約を行う場合がある。
契約方式について	委員	本案件が仮契約を経て、本契約を締結することとなった理由は何か。
	事務局	通常、予定価格5億円未満の契約は議決不要であるため、仮契約を経ず契約締結する。しかし、本案件は案件④の付帯工事であるため、予定価格5億円以上の本体工事が議決を経て、本契約となるのを待って契約する必要があった。

「⑧地下鉄南北線八乙女駅外2駅空調設備更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札経過について	委員	3回の入札の内、条件を緩和して公告した2回目の入札参加資格対象者数は何者程度か。
	事務局	令和6年1月に実施した入札において11者を指名していることから、それを上回る規模の事業者が参加可能であったと思われる。
入札金額について	委員	4者中3者が予定価格とは異なる同額で入札しているが、これはよくある事象か。
	事務局	予定価格とは異なる額での3者同額入札はあまり例がないと思われる。3者とも予定価格の92%の金額で入札している。予定価格は事前に公表されており、調査基準価格の設定方法（予定価格の75%～92%）も公表されているため、3社ともそれを参考に積算した可能性がある。

「⑩（仮称）川内学生寮新築ガス設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
契約方法について	委員	本案件が随意契約である理由は何か。
	事務局	民間物件の工事の場合、ガス工事の業者選定は施主の指定に従うことになっている。本案件は施主から指定された業者と随意契約を行ったもの。
入札方式について	委員	本案件では随意契約を行い、同じガス工事である案件⑨では入札を行っているが、違いは何か。
	事務局	案件⑨のように仙台市のガス設備工事で1千万円を超えるものは、公共工事としてガス局で公告・入札を行うことになっている。

以上のほか「全体を通しての質疑」について  
特に質問はなかった。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は石川委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和6年11月7日の予定である。

7 閉会